余裕期間を設定した契約方式の改定に係る新旧対照表 (1/6)

が作列用で展在した大小カチャラ以上に所る利用力派を(1/0)		
旧【改定前】	新【改定後】	
余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領 「余裕期間設定契約制度」	余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領 「余裕期間設定契約制度」	
(趣旨) 第1条 この要領は、鹿児島県土木部(漁港漁場課を含む)が執行する建設工事の一部において、余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要領は、鹿児島県土木部(漁港漁場課を含む)が執行する建設工事の一部において、余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。	
(目的) 第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や 労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術 者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的 活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。		
(対象工事の選定) 第3条 対象工事は、受注者が工事開始日を選択可能とすることが有益と 認められる工事とし、以下のいずれにも該当しない工事の中から選定す るものとする。 (1)竣工期限を設定して執行する工事 (2)余裕期間を設定した場合に繰越が予想される工事 (3)一般競争入札の工事	(対象工事の選定) 第3条 対象工事は、原則として全ての工事とする。 会裕期間を設定することにより、繰越が予想される工事や明らかに年度をまたがる工事については、繰越や債務負担の議会承認を得たうえで、 会裕期間を設定し発注することを原則とする。 なお、発注者が余裕期間を設定することが適さないと判断する以下の工事を除く。	
(4) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事	(1) 一般競争入札の工事 (2) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事 例:関係機関,関連工事との調整や出水期等で着手時期が限定され る工事など : 応急工事など緊急性を要する工事	
(余裕期間の設定) 第4条 余裕期間は落札決定通知の翌日から起算して「120日間」とする。 2 前項の規定により難い場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。	2 前項の規定により難い場合は、発注者が工事開始日の期限を指定する	

余裕期間を設定した契約方式の改定に係る新旧対照表 (2/6)

金融)以正に係る新旧对照表 (2/6)
旧【改定前】	新 【改定後】
間適用」と記載した上で、決裁を受けるものとする。	(制度の適用) 第5条 当該制度を適用しようとするときは、執行伺いにおいて「余裕期間適用」と記載した <u>うえ</u> で、決裁を受けるものとする。 2 当該制度を適用する工事においては、特記仕様書に必要事項を明記しなければならない。
始日通知書(別紙1)」により契約書案の提出期間内に発注者に通知し なければならない。	(工事開始日の設定) 第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、「工事開始日通知書(別紙1)」により契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。 2 発注者は、前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。
る。	(手続きの特例) 第7条 受注者が行う手続きの特例については、下記のとおりとする。 ア 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとす る。 イ 受注時のコリンズ(CORINS)への登録について,工事開始日から10日(休 日を除く。)以内に登録するものとする。
(工期の設定) 第8条 工期の始期日から終期日までの期間は,発注者が定める工事期間 を確保することを原則とする。	(工期の設定) 第8条 工期の始期日から終期日までの期間は,発注者が定める工事期間 を確保することを原則とする。
(新設)	<u>(契約保証の期間)</u> 第9条 建設工事請負契約書第4条に規定する契約の保証期間は,契約締 結日から工期の終期日までとする。
(前払金の取扱い) 第9条 受注者は、工事開始日までは前払金を請求できない。	(前払金の取扱い) 第 <u>10</u> 条 受注者は,工事開始日までは前払金を請求できない。
(余裕期間中の取扱い)	(余裕期間中の取扱い)

第10条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期 第11条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期

間は,次のとおり取り扱うものとする。

2 主任(監理)技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

間は、次のとおり取り扱うものとする。

2 主任(監理)技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

余裕期間を設定した契約方式の改定に係る新旧対照表 (3/6)

旧 【改定前】 新 【改定後】 3 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に 3 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に 着手することはできない。 着手することはできない。 4 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担 4 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担 とする。 とする。 5 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとす 5 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとす る。 (その他) (その他) 第11条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。 第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。 附則 附則 この要領は、平成28年4月 1日から試行する。 この要領は、平成28年4月 1日から試行する。 この要領は、平成29年1月16日から試行する。 この要領は、平成29年1月16日から試行する。 この要領は、平成31年4月 1日から試行する。 この要領は、平成31年4月 この要領は、令和 2年4月 この要領は、令和 2年4月 1日から試行する。 1日から試行する。 この要領は、令和 3年2月10日から試行する。 この要領は、令和 3年2月10日から試行する。 この要領は、令和 5年4月 1日から試行する。

本が期間を記号した初始七十の北京にある第四十四十八八〇

余裕期間を設定した契約方式の改定に係る新旧対照表 (4/6)			
To the second of the second o	新 【改定後】		
特記仕様書の記載例(余裕期間設定工事) ※[記載例①]余裕期間を120日間設定できる場合	<th a="" be="" colspan="2" secon<="" second="" td="" to="" with=""></th>		
第○条 契約工期等の取扱いについて 1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。 2 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して 120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。 3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。 5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。 (1)主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。 (2)現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。 (3)受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。 (4)期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。	1 受注者は、契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。 2 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。 3 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。 4 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。 (1)主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。 (2)現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。 (3)受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。 (4)期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。		
※[記載例②]工事開始日の期限を指定する場合	(工事開始日の期限を指定する場合)		
第○条 契約工期等の取扱いについて 1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。 2 受注者は、落札決定通知の翌日から「令和○○年○○月○○日」までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。 3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。	1 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始日の期限までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。 2 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。 3 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。 4 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。 (1)主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。 (2)現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。 (3)受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、		

受注者の負担とする。

余裕期間を設定した契約方式の改定に係る新旧対照表 (5/6)

宗俗期间を設定した契約万式の	以上に保る利口対思衣(5/6)
旧【改定前】	新【改定後】
5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。 (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。 (2) 現場事務所で資材等の機入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。 (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。 (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。	(4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

余裕期間を設定した契約方式の改定に係る新旧対照表 (6/6)

旧【改定前】	新【改定後】
(別紙1)	(54条4 +)
工 事 開 始 日 通 知 書	工 事 開 始 口 通 知 書
令和 年 月 日	合和 年 月 口
契約担当者 住 所 職・氏名 様	- 契約担当者 住 所 職・氏名 様
計負者 住 所 商号又は名称 代表者職・氏名 ●	請負者 住: 所 商号又は名称 代表者職・氏名
次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。	次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。
T. 事 名	工 事 名
工 事 場 所	工 事 湯 所
工事開始日	L. 事 開 妎 口
※1 本通知書は、契約書案の提出期限内(落札決定通知の翌日から起算 して7日以内)に提出すること。 2 契約書案の上期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。	※1 本通知書は、契約書案の提出期限内(落札決定通知の翌日から起算 して7日以内)に提出すること。2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。